

議案第42号

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月2日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第14条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第15条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第15条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第15条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の

条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

部分休業制度を拡充する必要がある。

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに <u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u> の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに <u>第19条第1項及び第2項</u> の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (部分休業をすることができない職員) | (部分休業をすることができない職員) |
| 第14条 略 | 第14条 略 |
| (1) 略 | (1) 略 |
| (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。 <u>次条において同じ。</u> ） | (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く_____。） |
| (第1号部分休業の承認) | (部分休業_____の承認) |
| 第15条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1 | 第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条 |

号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第1項、学校教育職員勤務時間条例第18条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間の承認、勤務時間条例第16条の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認又は勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間

の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第1項、学校教育職員勤務時間条例第18条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間の承認、勤務時間条例第16条の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認又は勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間

を超えない範囲内で行うものとする。
ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

を超えない範囲内で行うものとする。
ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第16条の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の

勤務日 1 日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に 1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間) をいう。) に 10 を乗じて得た時間(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)第 15 条の 5 育児休業法第 19 条第 3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第 2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業における給与の減額)

第 16 条 職員が育児休業法第 19 条第1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 18 条第 1 項、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成 19

(部分休業における給与の減額)

第 16 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 18 条第 1 項、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成 19

年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。) 第21条第1項、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。) 第19条第1項並びに杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年杉並区条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。) 第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条、学校教育職員給与条例第24条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。) 第21条第1項、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。) 第19条第1項並びに杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年杉並区条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。) 第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条、学校教育職員給与条例第24条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。